

大牟田市「児童生徒の携帯電話等の利用に関する指針」について

大牟田地域教育力向上推進協議会

現在、携帯電話やスマートフォン等が急速に普及しています。本市においても、携帯電話やスマホの所持率(平成26年12月調査)は、小学6年生が40%、中学3年生が55%と、この数年間で急増しています。

全国的には、子ども同士の交流が広域化し、インターネット等にかかわる子どもたちの被害やトラブル等が多発しています。具体的には、次のようなトラブルが増加しています。

〈主なトラブル〉

- ・ 特定の子どもを誹謗中傷するメッセージを、無料通信アプリを用いてネット上に掲載した。
- ・ 不確かなメッセージ(噂や情報など)を信じ、集団による暴力行為にまで発展した。
- ・ スマホでわいせつな画像を撮影したり、暴力行為等の動画をネット上に掲載したりした。
- ・ 掲示板に安易に書き込みをしたことで、見知らぬ成人から脅迫を受けた。
- ・ 深夜までスマホを使用したことで、睡眠不足による体調不良や学習意欲の低下が生じた。

学校においては、児童生徒の発達段階に応じた具体的な指導を行っておりますが、学校での取組や対応にも限界があり、「携帯電話等の購入や所持、家庭での使用ルール」や「ネット依存」、「ネットを通じた個人情報の流布」等については、各家庭での対応が必要不可欠となっています。

このような状況を踏まえ、大牟田地域教育力向上推進協議会におきましては、この度、児童生徒のネットトラブル等の未然防止を目的とした「児童生徒の携帯電話等の利用に関する指針」を定めました。

つきましては、下記の指針をもとに、ご家庭でよく話し合われて取り組まれますようお願いいたします。

大牟田市「児童生徒の携帯電話等の利用に関する指針」

《児童生徒の皆さんへ》

- 1 情報モラルを守る(ネット上で仲間はずれにしたり、悪口や個人情報を書いたりしない)。
- 2 自転車運転中(法律で禁止)や歩行中は使用しない。
- 3 利用時間は1時間以内とする。
- 4 小学生は午後9時以降、中学生や高校生は午後10時以降は使用しない。

《保護者の方へ》

- 1 必要のない携帯電話やスマートフォン、タブレット端末は持たせない。
- 2 購入契約時には、
 - ① 有害サイトの閲覧を制限する「フィルタリング」を設定する。
 - ② 家族で使用に関する約束を決める。
※ 食事中、人との会話中、勉強時間中、緊急時以外は使用しない など。
- 3 小学生は午後9時以降、中学生や高校生は午後10時以降は使用しないように声をかける。

※ 「携帯電話等」とは、携帯電話、スマートフォン、パソコン、タブレット端末、ゲーム機、音楽プレーヤー等、「インターネットに接続可能な情報通信機器」を指します。